

令和3年度 第2回
江東区地域福祉計画策定会議
会議録

令和3年5月31日

令和3年度 第2回江東区地域福祉計画策定会議

令和3年5月31日（月） 午後1時30分～午後3時00分
江東区文化センター3階 第1・2研修室

○次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 基本理念・基本方針について
- (2) 骨子について
- (3) その他

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 計画の基本理念と基本方針（案）
- 資料2 江東区地域福祉計画骨子（案）
- 参考1 グループ討議記録

机上配布

成年後見制度利用促進計画（概要）

スケジュール

意見シート

○委員(敬称略)

出席 17 名 欠席 2 名

	役職	氏名	所属団体	出欠
1	会長	長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	出席*
2	副会長	岡田 哲郎	東京通信大学人間福祉学部助教	出席
3	委員	秋山 三郎	NPO 法人東京養育家庭の会川の手支部副支部長	出席
4	委員	飯塚 勝	江東区老人クラブ連合会会長	出席
5	委員	伊藤 善彦	社会福祉法人江東楓の会理事長	出席*
6	委員	稲見 晃一	江東区医師会理事	出席*
7	委員	岩田 安正	青少年委員会会長	出席*
8	委員	落合 香代子	一般社団法人 ママリングス代表理事	欠席
9	委員	金山 見学	江東区民生・児童委員協議会北砂地区会長 江東区保護司会監事	出席
10	委員	河野 久忠	NPO 法人青少年自立援助センター理事長	出席*
11	委員	杉浦 正人	社会福祉法人新栄会 王子事業所所長	出席
12	委員	田村 満子	NPO 法人こどもの発達療育研究所理事長	欠席
13	委員	土屋 喜美子	江東区社会福祉協議会総務課認定調査係長	出席
14	委員	中垣 風見子	北砂西長寿サポートセンター管理者	出席
15	委員	宮崎 英則	ボランティア連絡会会長	出席
16	委員	吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家管理者	出席
17	委員	渡辺 恵司	大島連合町会会長	出席
18	委員	中澤 孝至	公募委員	出席
19	委員	三宅 由美子	公募委員	出席*

*web 出席

○事務局

	役職	氏名	備考
1	福祉部長	武越 信明	
2	福祉課長	梅村 英明	

○傍聴

なし

※注 原則は公開。ただし、今回は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて傍聴席を設けなかったため、傍聴なし。

1 開会

○副会長 皆さん、こんにちは。会長がちょっと Zoom の接続が悪く、まだ入室ができないということですので、代わって、一時、私の方で座長を務めさせていただきます。

それでは定刻になりましたので、これより令和 3 年度第 2 回 江東区地域福祉策定会議を開会致します。委員の皆様にはご多忙の処、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。Zoom の参加の皆様聞こえておりますでしょうか。ありがとうございます。本日は緊急事態宣言下であることを踏まえ、会長を含めて 6 名の委員の皆様はこうして Zoom で参加をいただいております。本日欠席の連絡は 2 名、田村委員と落合委員が欠席のご連絡を頂戴しています。

傍聴についてですが、今回も前回同様新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事務局と相談の上、傍聴席は設けていないことをご報告させていただきます。次回以降の対応については、感染状況を見ながら適宜判断してまいりたいと存じます。

それでは議題に沿って進行させていただきます。皆様会議次第をご覧ください。まず、議題 1 基本理念、基本方針についてです。こちらについて事務局よりご説明をお願い致します。

○事務局 皆様、本日は緊急事態宣言下であるにも関わらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。説明の前に何点か確認をさせていただきたいと思えます。

始めに資料の確認でございます。事前に送付した資料と致しまして、資料 1、資料 2、参考 1 を送付しております。本日お持ちいただくようお願いしているところでございます。このほかに本日、机上配布資料と致しまして、成年後見制度利用促進計画の概要、地域福祉計画の策定スケジュール、意見シートを配布しております。お手元がない方がいらっしゃいましたら、会場に来ている方につきましては挙手をいただければと思います。よろしいでしょうか。

次に本日の会議の運営についてです。Web (Zoom) での出席との併用となっております。Zoom でご参加の委員へのお願いでございますが、通常、マイクはミュートにさせていただき、ご発言の際に手挙げサインをクリックしていただきたいと思いますと考えております。副会長に指名をされましたら、ミュートを解除してご発言をお願いします。また発言終了後には手を下すということをお願いいたします。発言はゆっくり、はっきりとお願いしたいと存じます。またセキュリティの関係がございますので、個人情報につきましては言及されないようお願いしたいと思います。それでは早速、議題 1 の説明に入らせていただきたいと思います。と存じます。

2 議事

(1) 基本理念・基本方針について

○事務局 始めに参考 1 という資料をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料は、先月 13 日に委員の皆様にご参加いただきましたグループワークの記録となっております。福祉の将来像に関するキーワードを改めてご披露させていただきますと、

- 第 1 グループは、安心して暮らせる地域、その土台として様々な人のつながりや教育
 - 第 2 グループは、一人ひとりが顔が見える関係を築ける社会
 - 第 3 グループは、人材育成 つながり
 - 第 4 グループは、安心して笑顔で暮らせる。生きがい希望を持てる社会
- となっていたところでございます。

続きまして資料 1 基本理念と基本方針 (案) の 1 ページをご覧ください。基本理念についてですが、実現したい地域福祉の将来像としております。事務局で A から C の 3 案を作成しておりま

すが、こちらにつきましては、皆様方が参加されたグループワークで出されたキーワードを活かして、区民の方々にわかりやすい表現となるようにということを念頭に置いて作成したものでございます。

続きまして2ページ、3ページをご覧ください。こちらにつきましては、委員の方々から出されたキーワードを分類した表でございます。事務局におきまして右の6つに分類しております。そのうち左側3つの「安心」、「希望・自己実現・個人の尊厳」、「つながり・連携・ネットワークの強化」の3つにつきましては、理念的なものであることからこれらを踏まえて基本理念（案）を作成したところです。本日、皆様にご議論をいただき、次に説明する基本方針と合わせて決定をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして4ページをお開きください。基本方針についてです。こちらは基本理念の実現に向けて進める施策の方針としていただいております。こちらにつきましては、事務局で検討した結果、これまで施策推進の方向ということで整理していたものを基本方針とすることが妥当であると判断致しました。その結果、

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

基本方針Ⅲ 取組の基盤をつくる

としております。

5ページに参考として区の他の計画の理念を掲載しております。宜しくお願い致します。ご説明は以上です。

○副会長 事務局からの説明でした。改めまして副会長の岡田です。進行を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。

只今、議題1の説明をいただきましたが、まずここで決めなければいけないことが基本理念と基本方針についてということになります。基本方針につきましては、これまで何度も私達も目にしてきている部分です。これを組み替えるとなるとかなり大きな作業になりますが、私達は何度も事務局と往復したり、またワークショップという形で4月13日にもう一度意見交換をしました。事務局の考えとしては、そうした協議を積み重ねた結果、この基本方針を大きくは変える必要はないだろうという考えなのであろうと思います。ただ一方で、ここを変えるべきだということは取り入れていくものですから、是非、忌憚のない意見をいただければと思います。

それから基本理念の方に注目いただきますと、A案からC案まで3つ。たたき台になるのですが、候補が上がってきています。この中のどれか一つを選ぶか、選んだ上で少し変えるか、または大幅に変えるか、ということでちょっと難しいところではあるのですが、考え方としましては、重要なのは基本理念の後に続く中身のところだと思いますけれども、そういった中身をひとつのこのような文章で表現すると、「こういうのいいのではないか」というところをここで審議いただきたいということです。ちょっと蛇足の説明でしたが、ご意見がありましたら挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。素朴に感じたことでも何でも結構です。是非ご意見いただければと思います。

○委員 長寿サポートセンター、高齢者の部門でサポートをしております。宜しくお願いします。基本理念についての意見ということで宜しいですか。私はABCを読んでみて、すごくC案はわかりやすいし、どの世代にも響くかなと思って、C案が凄く良いと思っていました。Aも凄くわかりやすいんだけど、「尊厳」とか入ってしまうと小さい子にわかりにくかったりかなと感じました。Bについては「すべての」というと「すべて」ではないという人がいそうな気がして。C案が一番柔らかくていいなと感じました。

○副会長 はい、委員ありがとうございました。ひとつご意見をいただきました。その他皆さんいかがでしょうか。

今ひとつの意見が出ましたが、別の観点もあると思います。ここでは色々な意見を交わすことが大事ですので、是非お願い致します。もし Zoom ご参加の委員の皆様もご発言がありましたら、挙手していただければと思います。

○委員 今、C案が良いのではないかというお話がありました。私も送られてきたこの資料を見た時にC案が親しみを持てるなど最初思いました。その後、色々なことを考えていく中で、理念という言葉が大変難しい言葉で、広辞苑だとわからないようなことが書いてあるのですが平たく解説したものを読むと、「こうなりたい」とか「将来の目標」とかそういうものではなくて、「本来こう有らねばならない」という、それが「理念」だということが書いてあったんですね。「こうなりたい」とか「こうだったらいいな」という将来の理想ではなくて、「常にこうあるべき」ということが書いてありました。そういうものを見ながらかつて配られた資料を見ますと、今回、地域共生社会を実現していくために地域福祉というものを確立していかなければいけないということでこの計画を立てるんだということを江東区の文章として読みました。そうしますと書き加えられた「地域福祉って何？」という去年の1月位に書き加えられた文章の中に、これはアンケートをとる時の山崎区長の名前が入っている説明文の中に地域福祉とは「誰もが安心して地域で暮らしていくため、さまざまな困りごとを抱えながらも互いに理解し、助けあい、それを行政や専門機関が身近に支えること。また、その中で必要な仕組み等があれば関係者で共に創り出し様々なつながりをつくっていく取組であると考えています。」という説明文がある。この説明文の中の前半部分「誰もが地域で暮らしていくためにお互いが理解し、助けあい、それを行政が支えていく」それが理念だと私は思います。その後半の「その中で必要な仕組み等があれば、関係機関で創り出し、様々なつながりをつくっていく取組」となっていて、それが正に「基本方針」として施策となっていくものだというふうに思いました。

ということで色々と考えていくと、やはり理念としては「こうあらねばならない」。それを基に色々なことを考えていくのであれば、A案の「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが安心して暮らせるまち」というのがこの地域福祉のための計画の理念ではないか、それに近いのではないか、そのものではないかというふうに思い直しました。確かに「尊厳」という言葉は難しいので、こういったものを何か考慮しなければいけないかなと思った次第です。

○副会長 はい、どうもありがとうございました。先程のご意見は、親しみというところを選ぶ観点として出ましたが、今のご意見は「こうあらねばならない」という現実的な目指すべきところということでそれに近いのがA案だろうという、そのようなお話でした。いかがでしょうか。私も個人的に考えているところや思うところはあるのですが、是非、皆さんからご意見をいただければと思います。

○委員 私は3つ読んだ時にやはりわかりやすいのはC案だろうと思いました。確かに理念としては委員のおっしゃることが非常にそのとおりでだろうと思います。しかし、これを住民の皆さんに示したときにどうなんだろうかと考えた時にはC案。ただそのC案の中でも読んでみますと、「つながり・安心・笑顔 ～みんなとつながる、みんなが安心、みんなの笑顔をつくる地域福祉～」この「みんなの笑顔をつくる」、これが正に福祉の目指すところだろうと思います。

しかし、この中で文章として「つながり」という言葉が二つ入っているんですね。私は先日の皆さんの討議とか資料を見た時に「支えあう」というA案の中にある「支えあい」という言葉が

ありますが、この支えあうというより、むしろ「助けあう」という言葉の方が積極的であろう、そういう地域づくりというものが望まれているんだろう、支えあうのは少し消極的かなと。やはりみんなが一緒になって手を組んで、困った人に、また必要な人に支えるというよりも助けあうというような、その方が良いのではないかと。それからいくと「つながり・笑顔・～みんなと助けあう」というこの言葉辺りをもう少し検討する必要があるかなと。「つながる」を「助けあう」という言葉に変えてみてはどうかと思いました。以上です。

○副会長 ありがとうございます。親しみというところにも絡んでいますが、具体的に住民の色々な方々と共有するときはどう説明するかという観点も加えていただきました。また、「支えあい」は出会って、知り合って、そして支えあってその先に助けあいというのが出てくると思いますが、そこまで目指すべきではないかというようなご意見です。いかがでしょうか。このようにたくさん意見がある中で段々と決まっていくかなと思いますので、是非ご意見いただければと思います。

○委員 私も最初C案がとても親しみやすくいいなと思ったんですけども、やはりちょっと中の骨子や色々な資料を読んでいくうちに理念なので端的にわかり易く、なおかつ今後展開していく施策を概要というか、まとめてあるものもいいなと思って読み返していくうちにA案とC案の合併策というか。C案の親しみやすさとA案のわかり易さ、端的さというものが融合しているといいかなと思いました。

あと、基本理念に基づいて基本方針に流れていくときに、方針1で「3つのつながりをつくる」ということで、ここでまた「つながり」が出てくるということ。次の方針2で「誰もが大切にされる社会をつくる」、そして3で「取組の基盤をつくる」という、この流れにスムーズにいくような理念の言葉がいいなと思ったんですけど、たまたま今聞いているうちに、ちょっと自分で皆様の意見が出たのでAとCをまとめてみて考えてみたんですけど。「一人ひとりをもっと笑顔に。地域でともに助けあい、誰もが安心して暮らせるまちへ」みたいなAとCの融合案を考えてみました。以上です。

○副会長 ありがとうございます。今この議論の中でA案とC案のいいところを折衷した文章までつくっていただきました。こうなるとB案が可哀そうになって。B案を押ししたいという方はいないでしょうか。

○委員 私はB案を押ししております。やはり「つながり」というキーワードは方針にも出てきますので、これは是非理念に入れたいと思っています。どれもすごく良くて選び難いんですけど。委員が先程AとCの融合案とおっしゃっていたんですけども、私はAとBの融合案を考えてしております。「つながり」というキーワードを入れたいということと、「ともに支えあい」という言葉がいいな、入れたいなというところ。その後にA案の最後の「誰もが安心して暮らせるまち」というのは、B案の安全を含めているなということで、融合案としましては、前半がB案で後半がA案ですが、「すべての人と地域がつながり、ともに支えあい、誰もが安心して暮らせるまち」はどうかと思いました。以上です。

○副会長 はい、本当にB案がここで出てきました。やはり、言葉に凄くたくさん大切なものが詰まっていますので、是非皆さんも意見をいただければと思います。

○委員 意見というより、質問でもよろしいでしょうか。この基本理念ですが、これは今回の計画の有効期限である4年間。そのみに通用させるという捉えでよろしいでしょうか。

○副会長 では事務局からお願いします。

○事務局 本計画の基本理念ということでございます。当然のことながら次の計画改定の時にその基本理念を引き続きそのままにするか、ということについてはご議論をいただくということになると思っておりますけれども、目指すべき大きな基本的な考え方ですので、国等の制度改正とか、そういった大きいものがなければ、引き続きということは十分に考えられる、というふうに考えております。

○委員 基本的には将来にわたってずっと今回決めたものがいくと考えていた方がよろしいですか。

○事務局 そういう可能性はあると思っております。次の改定の時にもやはりこのような形でご議論をいただくということを想定しております。前回の計画ではこのような基本理念だったけれども今回はいかがいたしましょうかということで、当然、委員の方々のご意見を伺う形になると考えているんですけれども、理念ということで大きい根本的な部分でございますので、コロコロ変わるものではないと認識しております。

○委員 かしこまりました。ありがとうございます。引き続き考えさせていただきます。

○副会長 ありがとうございます。根本の大事なところですね。私も別の地域福祉計画に関わっていて、やはり根本なのでそうは変わらないのですが。とはいえ、色々な状況が変わっていく中で、また変わるということはありますので、そこはまた審議になるかと思えます。いかがでしょうか。続けてご意見いただければと思います。では、お願いします。

○委員 先程から色々お伺いしておりますが、私は「尊厳」を大事にしたいと思えます。言い回しとして難しいと言いますが、やはり子どもに関わるんだとしたら、子どもの権利条約、そういった基本を押さえていかないと。高齢者にしても同じですよ。あとで成年後見制度も出てきますけれども、そういったところの人としての尊厳を大事にする。この姿勢をなくしてはいけなだろう。逆にいえば、この尊厳をどういうふうにもう少しわかり易くするかということをお考えいただいて。私自身に何かあるのかというと中々そこまでは国語学者でもないので言い換えは難しいとは思いますが、やはり我々の理念としては、江東区では一人ひとりの本当に基本的な権利を大事にするんだ、ということを高らかに謳いあげた上で、福祉計画を策定していただきたい。このように考えます。

○副会長 ありがとうございます。まだ会長はいらっしゃっていないですか、いらっしゃってますか。今「尊厳」という言葉が出て、会長の所属の立教大学は「命の尊厳のために」という、それは人が暮らす自然とか、環境を含めても尊厳を大切にするといいところがずっと理念になっています。その大切さというところを大事にしたい。とはいえ、人に伝わるような言葉に変えられないかというところを委員にお話いただきました。では続けてお願いします。

○委員 先程から理念に関して色々な意見が出ておりますが、地域社会とつながりを持つということは大事なところだと思いますし、ただつながるだけでは解決できない問題が多いと思います。もう一步踏み込んで、「お互いに助けあって笑顔で暮らせる地域福祉」という方がインパクトが一段と強くなるのではないかなと思います。一般の区民の皆さんにお伝えをする方針ですので、わかりやすい文言で誰もがすぐにわかるものがよろしいように思います。ありがとうございました。

○副会長 はい、ありがとうございます。ここまでご意見を挙げていただきまして、恐らくすつとA案、B案、C案のどれかに決まるということではなくなってきました。ですから違う意見を並べながらどういったところを大事にしていくかというところを話していただいているところです。いかがでしょうか。是非お考えを聞かせていただきたいと思います。

○委員 私の感覚と致しましてですけれども、「尊厳」も凄く大事なことだと思います。人の命も含めて心、すべてが尊厳になるんだろうと思います。だから「尊厳」はこのままでいいのかなと思います。それからできれば「誰もが安心して暮らせるまち」ということですが、その中に「自分らしく」という一言が入るといいんじゃないかと思いました。以上です。

○副会長 ありがとうございます。委員からも「尊厳」という意味合いを大事にしたいということです。また、自己実現とかそういった考えにも絡みますが、「自分らしく」。その点でいえばA案の「一人ひとり」という言葉の意味も深いものがあるなというところです。いかがでしょうか。Zoom参加の委員の皆さんも挙手していただいて、是非お願いしたいと思います。何を大事にしたかを話し合いたい。

私も意見をいわせていただいてよいでしょうか。私も最初はB案、C案がわかり易くていいなと思いました。ただちょっと見慣れた文章でもあるなと思ったのと、やはり理念ということであれば、何というのか、今はコロナの状況もあって、孤立であるとか、排除であるとかがますます進んでいる中で、「すべて」という言葉は空虚に聞こえる、現実的には難しい中でどうしていくべきかということに向き合わなければいけない。と思うとあまり「すべて」という言葉は使えない。そして委員もおっしゃっていましたが、今は地域に全員がつながるというよりは、地域以外につながりながら暮らしていらっしゃる方も多いというところで、その感覚にも合致することが良いということで、そうしますと「みんな」とか「すべて」という言葉は、ちょっと「一人ひとり」というところと対立はしないですけれども、どちらも大事にしなければ地域の中には「同調圧力」ですとか、そういった危険性も含まれる訳なので、その点で考えると、A案の「一人ひとりの尊厳」というところを中核に、その上で「地域でともに支えあい」、そして地域だけではなく、行政や社協も含めて仕組で対応していく。最後の「誰もが安心して暮らせるまち」ということ。一番最初のA案にもってきたということは事務局も自信があるのかなと最初は思ったのですが、ちょっと私はバイアスでA案が最初にきていたので、これがいいなと思っていたところでした。

皆さん、いかがでしょうか。皆さん本当に率直に思いを伝えてくださって、ここまで議論が深まって、これまで議論されていたことがまたこの理念を決めるにあたってまた重なってきたかなという、相互にどんなことを思っているのかわかってきたかなと思います。それでは今の親しみやすさとかその一方の尊厳という本当に理念的なところですか、または一人ひとり、地域というところ。また支えあいだけではなく、助けあいですとか、そういった対立はするんですが、実は融合していく。そのような話し合いでしたので、どれかひとつに決められるということではありませんので、ご提案いただいた折衷案の言葉も含めて、もしここで意見がまとまらなければ、もう一度、事務局とも相談させていただき、正・副会長預かりで皆さんのお考えを大切にしまとめさせていただくという、そういった承認をここで得られればそのようにさせていただきたい

と思うのですが、宜しいでしょうか。

○委員 (承認)

○副会長 ありがとうございます。

○会長 すみません。ちょっといいですか。システムトラブルでなかなか入れなくて、苦戦しております。副会長が「パターン 1、2、3 のところから決めていきます」と説明されていたところから入りましたので、皆さんの意見は全部拝聴しておりました。

私も最初C案がお子さんからお年寄りまで皆さんご理解いただくには、とてもわかりやすいと思ったのですが、やはりそのわかり易さだけではなくて、どうあるべきかに関しては、もし言葉が少し固いということがあったとしても、それについては具体的な方針のところでもわかり易くするという方法もあると思うので、どうしても皆さんが気になさっているのは、「一人ひとりの尊厳」であったり、「地域でみんなが支えあって」、そして「誰もが安心・安全で幸せに暮らせる」というところは共通していると思うんです。そうするとA案とB案の折衷になるかなとちょっと思いました。

ただ、折衷といっても全部をつなげてしまうと、逆にまたわかりにくくなるので、それでいうと、「一人ひとりの尊厳が守られ」というところに反対をされる意見はなかったように思うので、「一人ひとりの尊厳が守られ」というところは、これはちょっと残したいと思いました。

それで「すべての人と地域がつながり」というところが地域でともに支えあいということと完全イコールではないですけれども、お互いに助けあいがいいというお言葉もありましたけれども、支えあいの中には助けるだけではなく、「寄り添う」というニュアンスも入っていると思いますので、これは「支えあい」という言葉はとても良いのではないかな。

最後のところで「誰もが安心して暮らせるまち」では安心と安全をどう捉えるかなんです。安心と安全。「誰もが安心し、安全に暮らせるまち」にするとしたら、ほぼA案とB案のニュアンスが全部入るかなと思いますけれども。正・副会長預かりにという副会長のご提案ではありましたが、やはりここが一番大事なところで、江東区が地域福祉計画を初めて策定するというところでいうと、委員の皆さんがこの場でご同意いただいて、「これは正・副会長と事務局の方で決めた」ということではなくて、ここにご参加いただいている委員の方々に凄く色々な意見をワークショップで出していただいて、それで出てきた言葉でとても大事な物がいっぱい詰まっているので、これはこの場で完全な一言一句これで、ということまでいかなくても、大体こういう方向でということまでは決めたいと思うのですが。いかがでしょうか。

○副会長 今、会長からのご提案でしたが、ここで決めていくということが大事ではないかということですね。そのとおりだと思います。どのように決めるかなんですが、会長の整理いただいたところで言いますと、「一人ひとりの尊厳が守られ」という、ここに理念的に反対をする人はいないでしょうし、ここを一番大事にするべきということでした。ただ、この「尊厳」という言葉をどのように伝えるかということでは考えるポイントがひとつ在るかなと思います。

また、「地域でともに支えあい」という部分。その支えあいの中には、多様な意味が含まれていて、そこには「助けあい」というところもあれば、「寄り添い」ということもあるし、確かに「助け、助けられ」というところを「支え、支えられ」という、そこが地域共生社会の凄く大切な相互の関係というところがありますので、「支えあい」というところは残しても後々の計画の文案の中では、その「助けあい」というところも活かされるのではないかということです。そして「誰もが安心して暮らせるまち」というところでは「誰もが安心、安全に暮らせるまち」というふうに

B案をつなげられるのではないかと、というところが出てきたのかなというところでは。

今、A案を中心にまとめると、「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが安全、安心に暮らせるまち」という文案が出てきます。これを中心にして、もっとこうした方がいいというところを考えてみるということではいかがでしょうか。会長、今の私のまとめは合っていましたでしょうか。

○会長 はい。それで問題ありません。これをベースにもうちょっと加えた方がとか、ここは説明した方がとかいうご意見をいただければ幸いです。

○副会長 はい、ありがとうございます。会長もおっしゃっていましたが、全部盛り込んでしまうと本当にわからない文章になっていくということで、ここでは後に続く計画書全体を照らすような、私達が向かっていくにあたっての一番大切にしたい部分を表現するということではいかがでしょうか。ここはやっぱり、文章として変えられないかというところは。

○委員 こだわっている訳ではないのですが、C案の中の「笑顔」というのを入れることによってとても温かいものを理念として表現できるのではないかと思いますので、「安全で幸せに暮らせるまち」の前辺りかどこかに「笑顔」という言葉を入れてはどうかと思います。

○副会長 ありがとうございます。そうすると、「誰もが笑顔で暮らせるまち」とか、或いはそこを少し折衷というか、そういったものもありますね。そうしてみますとB案のつながりというところが大切だということでしたが、具体的にこんな文章にということでご提案はありますでしょうか。

○委員 会長もおっしゃっていましたので、「人と地域がつながり」は「地域でともに支えあい」の中に入るのではないかと、私的には納得できますので、無理に入れなくても方針1に入ってきますので、A案でもいいかと思っております。

○副会長 ありがとうございます。これが合意形成ということですね。話し合いながら一つに決まっていきます。確か委員もおっしゃっていましたでしょうか。「つながり」という言葉がいっぱい出てき過ぎるということがありますよね。いかがでしょうか。今、「一人ひとりの尊厳が守られ」そこはそのまま残し、「地域でともに支えあい」、この支えあいというところには多様な意味が込められていて、あとの計画のところでもそこが説明されていく。そして「誰もが安心、安全に」或いは「笑顔に」暮らせるまちというところを「柔らかさ、温かさ」として表現していく。というようなことが出て来ています。その他はありますか。

○委員 会長の言葉を聞いておまして、最初「誰もが安心し、安全に暮らせるまち」というふうにおっしゃったような気がしたんですが、「安心、安全」とつながらないで「安心し、安全に」とした方が柔らかいと思いました。もし「笑顔」という言葉を入れるのであれば、安心と笑顔は表裏一体でつながっていますので、「誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」というのも考えられるのではないかと思います。

○副会長 委員の今のご提案で、「誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」というのは、その意味合いも残しながら柔らかさや温かさを表現するというところでは。

○委員 「安心し、」も好きです。

○副会長 はい、ありがとうございます。

○会長 いいですか。委員のお話を伺っていて、確かに「安心し、安全に」というと「安心・安全」はセットで、結構、色々なところで使われているので、確かに安心していなければ笑顔にはならないので、「笑顔で安全に暮らせるまち」はいいと思って伺いました。

○副会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。その他ご意見があればお願い致します。

○委員 これは私だけの言葉の捉えの話だと思いますけれども、「安全」というところが、何となく背景というか、裏には「危険」ということがあるような雰囲気は私を感じてしまうので、「安全」と聞くとちょっとドッキリしてしまうような部分も私はあります。あと、「尊厳」という言葉はちょっと固いというか、重たいので「大切に」という言葉にすれば他とのバランスも合ってくるのかなと思いました。以上です。

○副会長 ありがとうございます。「安全」というところが、ちょっと「危険」と結びつく。「尊厳」というところを「大切に」という言葉にというところ。今の委員の「一人ひとりの尊厳が守られ」の部分がそうなりますと、「一人ひとりを大切に」となるのでしょうか。お考えとしては。

○委員 そうですね。「一人ひとりが大切にされ」。あくまで思いつきなので、採用してもらいたいとか、そこまでは考えていません。

○副会長 はい、わかっております。ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。では、こちらの会場の皆さんはお一人おひとりご意見が出ております。一旦、ここで会長に戻してもよろしいでしょうか。

○会長 はい、ありがとうございます。そうしましたら、最後に「尊厳」のところがちょっと言葉が難しいという話と、「安全に」の逆はやはり「危険」という言葉を連想してしまうというお話がありましたが、確かにそれは裏を返せばそうだとすることはあるんですけども、じゃあ今の社会が安全かといわれると不安なことはとてもたくさんあるので。じゃあ今の社会が危険なのかといわれると、まあ日本は割と治安はいいといえるけれども。ただ、つながりを持たずに孤立、孤独はどんどん増えていっているとか。色々細かくあるので言葉については皆さんの感覚とか、やっぱり何を大事にしたいとか、お気持ちがそれぞれなので、私が先程提案させていただいたものと、あと、基本方針の方でどこまでそれを説明しきるかというところで、バランスをとらせていただいたらいいかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

○副会長 はい、バランスをとって決めていくということで宜しいでしょうか。

○委員 (承認)

○副会長 はい。こちらは、それでよいという承諾をいただきました。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは皆さんの今日お出しいただいた案については、

言葉については慎重に検討するというところ、大体A案とB案が融合する形で最終的に基本理念を決めていくというところ。

私は基本理念は凄く大事だと思っています。お題目みたいな頭に出てくる、どんな市区町村でも出てくるようなものだとしても、でも江東区がこういうまちでありたい、まちであるべき、という基本理念を表すということは凄く大事なことだと思うので、先程、副会長の方からは正・副会長と事務局の方で決定ということにしますかということで私の方に戻していただいたんですけども、ちょっとまた最後にも言葉について意見を頂戴しましたので、正・副会長と事務局の方で基本的にはA案とB案のすり合わせという形になろうかと思いますが、あとで皆さんの方にも「これでいかがでしょうか」ということでもう一度確認のご連絡を差し上げるというぐらいの。初回ですので、私はやはりここはとても大事にしたいと思っています、是非そこは皆さんも「やっぱり気に入らない」とか、「そうじゃないよ」というところは是非出していただきたいので。「ちょっとひっかかるとか」「やっぱりここはもうちょっと大事にしようよ」とか「ここは違うんじゃないか」というところがあれば是非いただいて、それで確定する。やっぱりここが肝だと思うんです。先程、事務局の方からもそんなに大きく変えるということは、コロナのような私達が想像しないようなことは起こりますけれども、それでも地域がどうあるべきかということはそんなにコロコロ変わる話ではないと思うので、一番大事なところで、これを中心に方針が決まっていったら具体案が決まっていったという形になっていくと思うので、それはちょっともう一度皆さんに確認を入れさせていただくということではいかがでしょうか。

○副会長 はい、プロセスをもう一段踏んで決めていくということで皆さん宜しいでしょうか。

○委員 (承認)

○副会長 はい、ありがとうございます。それではもう一度、会長に戻します。

○会長 ありがとうございます。それでは続きまして議題(2)になりましょうか。骨子について事務局よりご説明をお願い致します。

(2) 骨子について

○事務局 それでは資料2をご覧ください。こちらの資料は3月の策定会議で提示をさせていただきました地域福祉計画全体の構成イメージのうち、骨子の段階で記載するとしていたことの概要となっております。

始めに1ページでございます。第1章 計画策定の基本的な考え方では、1. 計画策定の趣旨として、地域の支えあう力の弱まりや制度の狭間で支援が届かないケース等の増加を受け、国においては社会福祉法を改正し、地域福祉を推進しており、本区でも地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画を策定するとしているところでございます。

2ページをご覧ください。計画の位置づけです。この計画は社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画であるということ、本区の10年計画でございます長期計画に基づく個別計画のひとつということ、福祉分野の各計画の上位計画であるということに記載しております。

次に3の計画期間ですが、この計画は令和4年度から7年度までの4年間としております。その次の計画も令和8年度から11年度までの4年間とすることで、令和12年度からにつきましては区の10年計画である長期計画と計画期間を合わせたいと考えております。

続きまして4ページをご覧ください。こちらの基本理念、基本方針につきましては決定次第こちらに記載するという事です。

次に5の圏域の考え方ですが、こちらにつきましては素案の策定までに内容を記載したいと考えております。

続きまして5ページ、第2章 計画の背景です。1の地域福祉を取り巻く国の動向では、社会福祉法の改正経過を記載しております。

次に2の地域福祉の課題ですが、これまでに実施を致しました各種調査で得ました課題を大きくまとめたものを記載しております。

続きまして7ページをご覧ください。第3章 施策の方向です。1の施策の体系につきましては基本理念、基本方針に続きまして課題を解決するために必要な取組をまとめた施策と取組方針を体系的に記載しております。

9ページをご覧ください。こちらにつきましては包括的な支援体制の全体イメージを掲載することを予定しております。

続いて11ページをご覧ください。第4章 施策の内容です。こちらには基本方針ごとに10の施策、19の取組方針について記載しております。本年3月の策定会議でご確認いただいた内容を記載しております。今後、皆様にご議論をいただくこととなりますが、今回の骨子に肉付けをした形で素案というものを策定致します。その素案におきましては、取組方針ごとに取組の内容を記載するという事で、皆様からご意見をいただくという事を考えております。

少し飛びまして17ページをご覧ください。こちらは、第5章 計画の推進に向けて、です。こちらには計画策定後の進行管理のあり方について記載致します。

続きまして19ページです。こちらは資料編として社会福祉法の抜粋ですとか、計画の策定計画を載せることを想定しております。

最後に21ページです。こちらに成年後見制度利用促進計画を掲載したいと考えております。本日、席上にお配りしました資料の成年後見制度利用促進制度(概要)をお手元にご用意ください。こちらの資料ですが、成年後見制度というのは認知症などにより判断能力が低下した方の財産管理ですとか、契約等の支援を行うことでその方の権利を守るための制度でございますが、この計画はその利用促進を図るということを目的に策定するものです。この計画は地域福祉計画とは別の計画ではございますが、支援を必要としている方につきましては地域の協力により見つけるですとか、そういった部分におきまして地域福祉計画と関連があるということですので、或いは成年後見制度利用促進計画の(国の)ガイドラインでは地域福祉計画と合わせて策定するという手法もあるという記載があるということから、同一の冊子の中にこの計画を記載したいと考えているということでございます。なお、この計画につきましては、福祉部地域ケア推進課が事務局となつて会議体を設置して検討しておりますので、そちらで検討されたものがこちらの方に載つてくるということでございます。私からは以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。それでは質疑応答については副会長、宜しくお願いします。

○副会長 只今、議題2 基本の骨子についてということですが、あくまで骨子ですが、この骨子が決まりましたら肉付けした素案が出てきて、またそこで具体的な施策の中身などをここで審議していくという、そういう流れのご説明でした。骨子について皆さんご意見がありましたら、お願い致します。

○委員 骨子にいく前に、理念については正・副会長、事務局でお話いただくということでした

が、その件に関しては了解したいと思うのですが、基本方針についてのことが全然触れられていないまま、話が進んじゃっていると思うんです。この4ページ、5ページにあるところのこの文章についても、先程の理念のことを踏まえた上で、正・副会長並びに事務局に一任した、という取りまとめで進んでいるということで理解して宜しいでしょうか。

○副会長 それについて事務局からご説明いただいて宜しいでしょうか。

○事務局 事務局としては「施策推進の方向」と同一ということで案をお示しさせていただいているので、こちらについてもこちらの策定会議で決めていただきたいというところがございます。可能であれば、ここの部分のみでも本日決定していただきたいと考えておりますが、基本理念との関連から本日分離することが難しいということであれば、改めて、先程、基本理念について皆さんのご意見をという部分があったのですが、それと合わせて意見を聞くという方法もあると考えております。

○副会長 今の説明で委員いかがですか。

○委員 例えばこの基本方針Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ。例えばⅠの「3つのつながり」。それからⅢの取組の基盤の「基盤」のようなカギカッコ付きのもの。そういったものについて共通の認識が広く諮られるのかどうかということについて、もう少し検討する必要があるのではないかと私は個人的に思っております。

○副会長 今、委員のご発言は資料1の4ページ目ですよね。ここの基本方針。考え方の「3つのつながり」、そして基本方針Ⅲの「基盤」。ここの中身をもう少し話し合うべきではないか。ということですか。このようなご意見をいただきました。事務局にお尋ねしますが、この基本方針の中身について、これからどのタイミングで審議してくという考えはありますでしょうか。

○事務局 事務局としてはこの資料1をつくっているのですが、これに基づいて本日ご議論いただければというのが当初の想定でございます。

○副会長 そうしますとこの基本方針が骨子の中に肉付けされて、そのまま文章になっていくということですよ。

○事務局 資料1に基づいて資料2に記載していくというふうになります。

○副会長 はい、ですので、具体的に提案ですとか、修正の意見がありましたら、ここでいただきたいということになります。いかがでしょうか。ご意見ある方はお願い致します。

○委員 私も委員の意見に賛成です。それでは、後見人制度について、これはどうするんですか。今日これを一緒にできるんですか。というふうに疑問をもつのですが、これは改めて時間が空いていればじっくりすべきことだと思います。急に後見人制度について、どの程度私達が認識しているかということはそれぞれでしょうけれども、かなり疑問なところが私自身はあります。この中でも親族後見人とかというものが入っていなかった。そういうことも皆さんと一緒に考えながら、ご説明をいただきながらやるべきことだろうと。

それは置いておきまして、基本方針について皆さんがじっくりこれを熟読し、足りないものは

これを入れるべきなどとして、私なりの意見をいわせていただきますと。基本方針としては先日の皆さんのグループ討議。どこを見ても人材育成というものがすべて入っていました。この渡された資料 2 にしてもすべてのところといっていいほど「人材育成」というものが入っている。やはりまちづくりと言いましょか、助けあいというか支えあいということ。これは人がする訳で、ロボットがする訳ではない。それだけの人達がそれだけのハートというかスキルというか、そういうものが育ってこそ助けあいというものができのさろう、また広がっていくと思います。そういう意味においては、この人材の発掘、人材の育成というものをもっともっと前面に出した基本計画、方針をつくられた方が良いのではないかと、そういうふうに思います。

○事務局 よろしいでしょうか。この資料を出した経緯につきまして改めて振り返らせていただきたいのですが、まず、昨年段階で区報で区民意見を募集しました。その他にも区職員、社協職員から地域福祉に関する課題を挙げていただきました。それらを整理する中で 1 月から 2 月に皆様方と資料の往復を何回かささせていただくという形で課題を整理し、その課題に基づいて決めた内容というのが、本日の資料の 7 ページの施策と取組方針となっております。それでこちらにつきましては 3 月 29 日に開きました策定会議におきまして了承をいただいているというところがございます。また、骨子については 6 月に決めるということでこれまで進めてきているということが一点でございます。

また、成年後見制度の利用促進計画でございますが、こちらにつきましても計画に掲載させていただくということのみ、皆様方にお話をさせていただいているということです。こちらの内容については、大変申し訳ないんですけども、別に協議会を設けていて、そちらで内容についての検討が行われておりますので、そちらでの検討が基本ベースということになります。ただし、同じ冊子の中にこちらの計画を載せるということになりますので、向こうの協議会でまとめた意見につきまして、皆様からご意見が出た際には向こうの協議会に「この策定会議ではこういう意見があった」ということをお伝えするということは考えておりますが、ここの別冊の部分につきましてはあくまでも別協議会の協議体の方で内容を決定するということになります。

それで、基本理念と基本方針はこの段階で決めるということです。ずっと来ていたんですけども、実はこの基本方針の次に 7 ページでは施策がありますが、以前はこの施策を取りまとめたものを施策推進の方向ということにしておりました。それで基本理念があって、基本方針があって、施策推進の方向があって、施策が、というふうになってしまうと、屋上屋的な部分が出て来てなかなか整理が難しい。そもそも論として基本方針が基本理念を達成するための方向ということでございますので、施策推進の方向という枠組みを削除してしまって、それを基本方針にそのままおけば、というふうに考えたということで、今回このような形で資料を出させていただいたこととでございます。

骨格につきましては、3 月の策定会議でご了承をいただいているということを踏まえて、本日もご意見をいただければと考えております。ただ、施策推進の方向を基本方針にするということにつきましては今回が初めてのご提案でございますので、このことにつきましては皆様からご意見をいただければと考えております。また、本日記らせていただいた「計画策定のスケジュール」という資料をご覧くださいませでしょうか。こちらを今、説明させていただければと考えております。

本日で骨子についての検討は終了ということで、6 月から素案を事務局内で作り、8 月から 11 月にかけて素案につきまして皆様から意見をいただき、12 月にパブリックコメントを実施し、2 月には計画案をまとめるというのがスケジュールとなっております。かなり厳しいスケジュールでございますが、皆様方のご協力を宜しくお願い致します。以上です。

○副会長 事務局からの説明でした。今回、第1次計画のスケジュールがどうしてもそこはあるということ、ここまでの議論のプロセスの中でこの3つの施策に関しては何度も往復をしてここまで固めてきた。そういう意味では最後の仕上げとしてワークショップを行い、その上でここに挙がってきている3つの方針である、ということでした。

ただ、この中身につきましては、地域福祉計画で方向を決めていって、またあとの審議の中で意見交換できます。またこの地域福祉計画に基づいてどんな活動をしていけばいいのかというのは、また住民の皆さん、区民の皆さんと一緒にそこは検討しながらつくっていかなければいけないというところです。

一方で、委員がおっしゃった様に成年後見制度利用促進計画が話には以前から挙がっていた訳ですけれども、唐突にここに出てきたという感があります。今のご説明では、この成年後見制度利用促進計画は別冊として地域福祉計画に載るのですが、検討自体がここは別の会議体で行うということ。私もこの点は少し意見があったのですが。国の方針ではこの利用促進計画を地域福祉計画と一体でつくっても良いという考えがあります。とはいえ、本来的に別でつくるという方法もありますし、また本当にこの地域福祉計画と一体でつくるとなれば、分科会を設けて充分議論してという方法もあった訳です。ただ、今回は別冊で、別で協議をするということですので、つまり言いたいことは、この地域福祉計画のこちらの審議で決めたことではないということをしつかり区民の皆さんにわかるように記載した上で別冊としていただくという、そのようにしていただければというふうに思います。とはいえ、地域福祉計画とそこは関連づけてつくっていかねばいけないということで今回別冊で載せるということになります。

本日は所定の時間が間もなく3時になりますが、今日の会議で伝えきれなかったところは意見シートという形でも皆さんに意見していただけますので、そちらにも是非ともご意見をお願い致します。いかがでしょうか。今少し整理をさせていただきましたが、この骨格について。中身についてはこれからまた盛り込んでいくんですけれども、これまでも度々議論してきたこの骨格についてというところでご意見がありましたら、お願い致します。

○委員 また質問ですけれども。成年後見制度利用促進計画についてですが、これは骨子の2ページ目の計画の位置づけの図の中ではどこに位置づけされるものなのでしょうか。

○事務局 事務局の方で検討致しますけれども、地域福祉計画の下位計画であると考えてのか、或いは権利擁護というのがこどもですとか、障害、高齢に共通する根幹があるので、これらのものと同系列にするのかということにつきましては、今後の議論というふうに考えております。

○委員 先程、議論に挙がっていた基本方針のところ意見がございます。基本理念のところは私もA案が非常にいいと思っておりました。7ページの先程ご説明がありました施策の方向というところを読んでみますと、それぞれの3つの項目をまとめたものが基本方針にまとめられているかと思えます。その3つの基本方針は、Aの基本理念を採用するとしますと1番と2番がこの基本理念を丸ごと示していて、「一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが安心して暮らせるまち」が1番。「地域とともに支えあう」、これがつながりという意味も含めて2番。これを支える「基盤」、そこに人材育成も入るということで、施策のところでも人材育成についても当然細かく伝えているかと思うので全部がまとめられている良い基本方針だと思いました。以上意見です。

○副会長 どうもありがとうございました。先程は人材育成。人がつながりにくい世の中でそこは強調しながらも、この骨格の部分ではそこも含まれて整理されたものではないかというご意見をいただきました。いかがでしょうか。皆さん。ご意見ありましたら、お願い致します。

○委員 7 ページの施策の方向と基本方針のところ、一つ一つ対応していくということは、今までの経過からも理解している訳ですけども、先程申し上げましたように例えば3つのつながり、この「つながり」ということを出しただけで、この計画をお読みになった区民の方がどのように理解するか。また、すべての基盤をつくる。もちろん、基盤をつくるということで、我々は今までの議論を踏まえているからわかるんですけども、先程の「尊厳」を問題にするんだとしたら、このカッコつきの「つながり」とか「基盤」の方がよっぽど、どういうものか説明を慎重にする必要があるのではないか。何回も申し上げて申し訳ないですが、そこら辺のところを説明する必要があるのではないか。いっていることを僕らはわかるんですよ。今までも言ってきたことですから。ただこれを計画として広く区民の方に出す場合にもと。このように考えております。

○副会長 ご意見ありがとうございます。それでは時間が迫ってきましたので、ここでお話できなかったことは意見シートの方にお書きいただきたいと思います。一度、会長にお戻します。

○会長 はい、ありがとうございます。事務局にもう一度確認したいのですが、委員から基本方針のところ、説明をもう少しきちんとしなければわからないんじゃないか、というお話があったんですけども、これは地域福祉計画として本文になった時には、基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのもう少し詳細な中身というのは、例えば骨子のところの7ページの取組方針のように具体的に書いているような文章をつけるという理解で宜しいでしょうか。

○事務局 基本理念、基本方針についての記載については、資料2の4ページのところに別途検討と書いてありますけれども、こちらに先程の資料1の4ページで書いてありました基本方針Ⅰは、例えばですが、「3つのつながりをつくる」として、その3つのつながりというのはどういうものかということについて資料2の4ページに書いていくということを想定しているところです。

○会長 もう少し具体的にお話いただきたいんですけども、これはもう少し説明が加わるという理解で宜しいですか。

○事務局 要するに、この4ページの説明以上の詳しい説明ということでしょうか。

○会長 はい、そうです。

○事務局 そちらについては、よりわかりやすいものということで検討させていただきたいと思います。

○会長 委員、そちらでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 わかりました。ちょっとそここのところがわかりにくかったかなと。私もやっぱりちょっと成年後見制度の話は確かに地域の中でとても大切なことなので、これを別冊として入れるかどうかということは、ちょっと。今日皆さんも「ああ、入れるんだ」ということで驚かれた方もいらっしゃるかと思いますけれども。大事は大事なんですけれども、じゃあ、それを本当に入れるのかどうかというところを、これも地域福祉計画策定委員会の方で納得して「別冊でもいいので

入れましょう」ということにするのか、まだ検討の余地はあるのでしょうか。それとも入れるということで決定ということの理解でよろしいでしょうか。

○事務局 事務局としては本日ご決定いただければと考えているところです。

○会長 そうするとちょっと時間が足りないのですが、もし入れるとしたら私も先程、副会長からのご発言がありましたように、これは地域福祉計画とは別物であるというか、関連はしているけれども別の合議体が検討した中身であって地域福祉計画の中で検討したものではない、という役割の違いみたいなもの、関連性みたいなものをきちんとわかる形で書かないと。一緒にしてもいいよ、ということはいわれていますけれども、これまであまり一緒にしているところがないように思うので、これはこれできちんと「別です」という記載がないと困るんじゃないかと。すみません。事務局に質問ばかりして。

○事務局 そういうことでしたら、こちらについてもご意見のある方は意見シートに記載いただければと思います。そのご意見を踏まえて正・副会長と相談させていただいて最終的な取り扱いを決めさせていただきたいと思います。

○会長 あと少ししか時間がありませんけれども、他に皆さんの方から最後これはいつておきたいということはありませんでしょうか。

○委員 (なし)

○会長 そうしましたら、事務局から最後ご連絡がありましたらお願いします。

(3) その他

○事務局 本日は緊急事態宣言の中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。事務局より事務連絡をさせていただきます。まず1点目、意見シートですが、期間が大変短くて申し訳ないですが、6月2日まで事務局まで提出していただければと思います。

2点目、次回は8月30日午後1時30分から開催を予定しております。その次以降につきましては先程の策定スケジュールに日にちを入れておりますが、時間については1時30分を予定しております。私からの連絡は以上です。

○会長 次回の会議までかなり時間が空くのと、意見シートは6月2日までと大変短いですが次の会議はかなり時間があるという感じになってしまうので、この緊急事態宣言の状況もあるので事務局も悩ましいところだと思います。ちょっと文書でのやり取りみたいなものは、多少、途中でやらなければならないだろうと思います。もちろん、正・副会長も責任をもって事務局とことにあたりますけれども、皆さんのご意見も途中でいただきながら進めていきたいと思っています。それで宜しいでしょうか。そうでないと、あまりにも皆さん、私達の意見は入らないのか、という印象を持たれたと思いますので。それでよろしいですか。できるだけ皆さんとキャッチボールができるようにしたいと思います。

3 閉会

○会長 それでは以上をもちまして、令和3年度江東区地域福祉計画策定会議を終了致します。最初の方、遅れてしまいましてすみませんでした。副会長ありがとうございました。

皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。Zoomでご参加の皆さんもありがとうございました。失礼致します。

○事務局 どうもありがとうございました。

—了—